

令和 8 年度 償却資産申告の手引き

—石川県加賀市—

固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在に所有している事業の用に供することのできる償却資産を市長に申告することになっています。

つきましては、こちらの「償却資産申告の手引き」を参照のうえ、期限までに申告してください。

(※なお、償却資産申告書と種類別明細書は令和 7 年 11 月 6 日現在で作成しています。)

◎申告期限	令和 8 年 2 月 2 日(月)
◎提出先	〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二 41 番地 加賀市総務部 税料金課 固定資産税グループ TEL (0761)72-7816【直通】 FAX (0761)72-7990

目 次

1 償却資産とは	2P
2 申告していただく方	3P
3 提出していただく書類について	3~4P
4 償却資産の制度	5~9P
5 マイナンバー(個人番号)・法人番号の記載と番号・本人確認について	10P

1 債却資産とは

土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、法人税法または所得税法の規定によって、その減価償却額または減価償却費が、損金または必要な経費に算入されている有形固定資産です。

申告が必要な資産

令和8年1月1日現在、事業の用に供することができ、耐用年数が1年以上で、取得価額が10万円以上の資産です。ただし、以下の資産も該当します。

- ① 取得価額が10万円未満であっても、税務会計上は個別償却している資産
- ② 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却している資産
- ③ 債却済みの資産、簿外資産であっても事業の用に供することができる資産
- ④ 建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部または全部が1月1日現在、事業の用に供されている資産
- ⑤ 遊休および未稼働資産であっても、1月1日現在、事業の用に供することができる資産
- ⑥ 割賦購入資産などで代金を完済しないものであっても、事業の用に供している資産
- ⑦ 資産の所有者が他の事業を行うものに貸し付けている事業用資産(リース資産)
(原則、貸主(リース会社等)が申告してください。ただし、実質的に契約の内容が売買に当たるような資産については、買主(賃借人)が申告してください。)
- ⑧ 資産の価値を高めるための費用(改良費)(本体とは別に申告してください。)

申告が必要ない資産

次の資産は、原則償却資産の課税対象にならないので、申告の必要はありません。

- ① 自動車税または軽自動車税の課税対象となる資産
- ② 鉱業権、特許権、ソフトウェア等の『無形固定資産』
- ③ 法人または個人が支出する費用のうち、支出の効果がその支出の日以後1年以上におよぶもので創業費、建設利息、開業費、社債発行費等の『繰延資産』

少額資産

- ④ 取得価額が10万円未満または耐用年数1年未満のもので、税務会計上、資産として計上しないもの
- ⑤ 取得価額が10万円以上20万円未満のもので、法人税法または所得税法上3年で一括償却する資産
- ⑥ 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満であるもの

2 申告していただく方

令和8年1月1日現在、加賀市内に事業用の償却資産を所有する法人または個人の方です。

- ※ 資産の増減がない場合や解散、廃業、移転等の異動があった場合も、その旨の申告が必要です。
- ※ 資産を所有していない方も、当該資産がないことを申告してください。(資産がない旨の申告があるまで、申告書が発送されます。)

3 提出していただく書類について

申告していただく方	申告していただく資産	提出書類
・令和7年1月2日以降に新たに事業を開始された方	令和8年1月1日現在、所有されている 全ての償却資産 ※申告の方法と留意点 ①③	・償却資産申告書 ・種類別明細書(増加資産・全資産用)
・上記以外の方	令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に 増加または減少した償却資産 ※申告の方法と留意点 ①②④	・償却資産申告書 ・種類別明細書(増加資産・全資産用、減少資産用)

- ※ **自社作成の申告書を提出される場合は、お手数ですが同封の加賀市の申告書を添付してください。**
また、便利な「eLTAX(エルタックス)」の**電子申告**のご利用もご検討ください。
- ※ 申告書と種類別明細書は、提出用、控用の2枚になっています。控に受付印が必要な方は返信用封筒を同封してください。
- ※ マイナンバー制度の導入に伴い、償却資産の申告にあたっては、番号確認と身元確認が必要となります。また、代理人による申告の場合は代理権も確認させていただきます。郵送の場合には、それらを証する確認書類の写しを提出してください。(詳しくは10P 参照)

申告の方法と留意点

- ① **初めての方**は申告書右下にある「3. 新規申告」に○をつけて全資産申告で、**前年度すでに申告されている方**は申告書右下にある「2. 資産に移動あり」に○をつけて増減申告で申告してください。
- ② **令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に資産の増減のない方**は、申告書右下にある「1. 前年と変わりなし」に○をつけて申告してください。
- ③ **該当する資産のない方**は、備考欄に「**該当資産なし**」と記入して申告してください。
- ④ **事業所所在地、名称等について変更があった場合**は、変更箇所を二重線で消し、空欄に変更後の内容を記入してください。
- ⑤ **所有者の死亡等により相続がある場合**は、申告書の氏名を二重線で消し、相続人の氏名に訂正のうえ、備考欄に相続した年月を記入して申告してください。

- ⑥ 以下の場合には、承認通知書や届出書の添付が必要です。
- 耐用年数の短縮を行っている資産がある場合（6P 参照）
 - 増加償却を行った資産がある場合（7P 参照）
 - 非課税の資産がある場合（8P 参照）
 - 課税標準の特例を受ける資産がある場合（9P 参照）
- ⑦ 廃業した場合、備考欄に廃業した年月を記入し、申告書右下の「19 申告内容」の「4 廃業、移転、解散」に○をつけて申告してください。

e L T A X(エルタックス)の電子申告のご利用をご検討ください。

1 電子申告のメリット

(1) オフィスや自宅から簡単に申告可能

窓口に出かける必要が無く、郵送料金もかかりません。

(2) 手間がかかりません。

「P C d e s k」（無料でダウンロード可能）や e L T A X対応の市販の会計ソフトには、申告書への自動入力・計算等サポート機能が備わっています。

(3) 複数の地方団体に資産を所有している場合でも、一括してそれぞれの地方団体分の申告書を作成・送信することが可能です。

2 e L T A Xについてのご案内

(1) 利用時間

8：30～24：00（土日祝日、年末年始（12/29～1/3 を除く。））

(2) ホームページ

詳細は地方税ポータルシステムのホームページ（e L T A Xホームページ）をご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

3 P C d e s kについてのご案内

(1) 機能等

e L T A Xのホームページから無料でダウンロード可能です。

e L T A X I Dと連携して、住所、氏名等が自動入力されることや、税額の自動計算等の申告書作成支援機能があります。

紙の申告書と同じイメージで画面表示がされ、様式ごとに印刷することができるなど、いろいろなサポート機能を備えています。

(2) 特徴等

ご利用されている資産管理ソフト等で作成された申告データを、C S Vファイルで出力すれば、P C d e s kに取り込んで申告先の地方団体ごとに分割し、全国の地方団体に一括して電子申告することができます。

情報セキュリティ対策についても、十分に配慮されています。

4 債却資産の制度

4-1 種類

資産種類		内 容
1種	構築物	門、塀、構内舗装、屋外排水溝、水槽、庭園、看板、外灯等
		簡易建物（三方に壁のないもの、基礎のない物置等）
		建物の所有者が施工した建物附属設備は家屋として評価するものと債却資産として評価するものとに区別されますが、次に掲げるものはすべて債却資産として取り扱います。 ① 生産用または特定業務用の電気設備、給排水設備、ガス設備、ボイラー設備等 ② 受変電設備、自家用発電設備等 ③ 壁面サイン工事、簡易間仕切等
2種	機械および装置	工作機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、モーター、ポンプ類等の汎用機械類、ショベルドーザー等の土木建設機械（0ナンバーのものも含む）、その他各種産業用機械および装置等
3種	船 舶	漁船、ボート、貨物船等
4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5種	車両および運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（9ナンバーのものも含む）、台車等
6種	工具・器具 および備品	測定工具、切削工具、金型、机、椅子、金庫、事務機器、陳列棚、自動販売機、エアコン、医療用機器、パソコン等

4-2 課税標準、免税点、税率など

(1)課税標準

賦課期日（1月1日）現在における評価額が課税標準となります。ただし課税標準の特例の適用がある場合には、特例率を乗じた後の額が課税標準となります。

（※理論帳簿価額は平成20年度税制改正において廃止されました。）

(2)免税点

課税標準額の合計額が150万円未満の場合には、課税されません。

(3)税率

100分の1.4（1.4%）です。

(4)税額

課税標準額（150万円以上）×税率（1.4/100）が税額となります。

(5)納期

年税額は4回の納期（5月、7月、11月、翌年2月）に分けて納めていただきます。

(6)取得価額における消費税の取り扱い

債却資産の取得価額は、原則として法人税または所得税の取り扱いに準じます。税込経理方式の場合は税込価額を、税抜経理方式の場合は税抜価額を申告してください。

4-3 評価額等の算出方法について

[評価額の求め方]

○初年度評価額 → 取得価額 × (1 - 減価率/2)

○次年度以降評価額 → 前年度評価額 × (1 - 減価率)

減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1-減価率/2	1-減価率			1-減価率/2	1-減価率			1-減価率/2	1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	10	0.206	0.897	0.794	18	0.120	0.940	0.880
3	0.536	0.732	0.464	11	0.189	0.905	0.811	19	0.114	0.943	0.886
4	0.438	0.781	0.562	12	0.175	0.912	0.825	20	0.109	0.945	0.891
5	0.369	0.815	0.631	13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	17	0.127	0.936	0.873	45	0.050	0.975	0.950

4-4 耐用年数について

耐用年数は原価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、第2、第5、および第6に掲げる年数を主に適用しますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

(1) 中古見積耐用年数・・・耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。

(2) 短縮耐用年数・・・耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときの耐用年数

(国税局長の承認通知書の写しの添付が必要です。)

平成20年度の税制改正で、機械および装置を中心に資産の区分が390区分から55区分に見直され、それに伴い耐用年数も大幅に改正されました。

新耐用年数の変更は、決算期に関係なく既存分も含めて平成21年度分からの適用となります。

4-5 国税との主な違い

項目	固定資産税（償却資産）の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法（※1）	定率法	定率法・定額法の選択制度 (建物については定額法)
圧縮記帳の制度（※2）	×	○
増加償却（※3）	○	○
特別償却・割り増し償却（※4）	×	○
評価額の最低限度	取得価額の5/100	備忘価額（1円）まで
改 良 費	区分評価 (資産と改良費を区分して評価)	区分評価 ※H19.3.31以前は合算評価

（※1）平成19年度税制改正により、国税における減価償却の方法が変更になりましたが、固定資産税（償却資産）における減価償却の方法には変更ありません。したがって償却済みの資産であっても**取得価額の5%**が残ります。

（※2）圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、**圧縮前の取得価額**を記入してください。

（※3）令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加償却を適用した資産がある場合は**税務署長への届出書の写し**を提出してください。

（※4）租税特別措置法により中小企業者等が、取得価額30万円未満の減価償却資産を一定期間に取得した場合、その取得金額の全額（年間合計300万円を限度）を損金算入する特例が認められていますが、固定資産税では認められませんので、**申告が必要**となります。（租税特別措置法第67条の5）

4-6 実地調査のお願い

申告書受付後、実地調査を行うことがありますのでご協力をお願いします。（地方税法第353条、第408条）

4-7 不申告または虚偽の申告

正当な理由がなく申告されない場合は過料を科せられる（地方税法第386条）ほか、後日不足税額に加えて延滞金を徴収されること（地方税法第368条）があります。また、虚偽の申告をされますと罰金を科せられること（地方税法第385条）があります。

4-8 非課税資産について

非課税となる資産は地方税法第348条に規定されています。主なものは下の表のとおりです。

該当すると思われるものについては、必要書類を添付し非課税申告書を提出してください。(非課税申告書が必要な場合は、直接当課にご連絡をください。後日申告書を郵送いたします。)

使用条項 (地方税法第348条)	該当資産	備考(添付書類)
第2項第3号	宗教法人が本来の用に供する境内建物および境内地	定款、法人登記簿謄本等
第2項第9号	学校法人等が設置する直接保育または教育の用に供する資産	定款、許可証等
	公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人または社会福祉法人の幼稚園で直接保育の用に供する資産	
第2項第9号の2	公益社団法人若しくは公益財団法人、公的医療機関の開設者または政令で定める医療法人が設置する看護師、准看護師等の医療関係者養成所において直接教育の用に供する資産	
第2項第10号	社会福祉法人が生活保護法第38条第1項の保護施設の用に供する資産	定款、法人登記簿謄本等 (施設例)
第2項第10号の2 ～ 第2項第10号の10	・小規模保育事業(児童福祉法第6条の3第10項) ・児童福祉施設(児童福祉法第7条第1項) ・老人福祉施設(老人福祉法第5条の3) ・障害者支援施設(障害者総合支援法第5条第11項) ・社会福祉事業(社会福祉法第2条第1項) ・包括的支援事業(介護保険法第115条の46第1項)	知的障害児施設、保育所 (特別)養護老人ホーム 老人介護支援センター 障害者支援施設 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設

※この表は抜粋です。これ以外でも非課税に該当する資産がある場合は申告してください。

4-9 課税標準の特例について

課税標準の特例（課税標準額が軽減される措置）が適用される資産の主なものは下表のとおりです。

該当する資産がある場合は、必要書類を添付し、「償却資産（固定資産税）課税標準の特例に係る届出書」と一緒に提出してください。（届出書が必要な場合は、直接当課にご連絡ください。後日届出書を郵送いたします。また、加賀市ホームページからもダウンロードすることができます。）

根拠規定		特例対象資産	特例率	備考（必要書類等）
条	項号			
第349条の3 地方税法	第3項	農林漁業または中小企業の共同利用に供する機械および装置 ※1台・1基の取得価額が330万円以上	最初の3年間 1/2	・補助・借入申請書の写し ・決定通知書の写し 等
	第5項	内航船舶 ※遊漁船、遊覧船等は対象外	1/2	・船籍票の写し ・登録票の写し 等
地方税法附則第15条	第25項	再生可能エネルギー事業者支援事業補助金を受けて取 得した自家消費型の太陽光発電設備 ※固定価格買取制度の認定を受けたものは対象外 ※R6.4.1～R8.3.31に取得したもの	1000kW 未満 2/3	・再生可能エネルギー事業者支援補助 金交付決定通知書の写し
		固定価格買取制度の認定を受けた太陽光発電 設備以外（風力・水力・地熱・バイオマス）の 再生可能エネルギー発電設備	1000kW 以上 3/4	
	第43項	加賀市（商工振興課）の認定を受けた先端設備 等導入計画に基づき導入した設備 ※R7.4.1～R9.3.31までに取得したもの	賃上げ表明 1.5%以上 1/2	・再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し
			賃上げ表明 3%以上 3/4	・先端設備等導入計画認定申請書の写し ・先端設備等導入計画認定書の写し [注1]

[注1] リース事業者が申告する場合、追加で必要な書類は次のとおりとなります。

- ・リース契約書の写し
- ・リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

5 マイナンバー(個人番号)・法人番号の記載と番号・本人確認について

マイナンバー(個人番号)・法人番号の記載について

社会保障・税番号制度が導入されたことに伴い、平成28年1月以降、償却資産申告書を提出する場合は、マイナンバー(個人番号)・法人番号を記載していただくことになりました。個人の方は12桁の個人番号を、法人は13桁の法人番号を、所定の記載欄に記載してください。

番号・本人確認書類の提出について

個人番号を記載した申告書を提出していただく場合、①番号確認、②本人確認、③代理権の確認をします。それぞれ確認できる書類が必要となりますので、窓口での提出の際にはその提示を、**郵送での送付の際にはその写しの提出をお願いします。**(代理権の確認のための書類については、原本が必要です)

ただし、電子申告(eLTAX)で申告する場合は、電子証明書等により番号・本人確認をしますので、確認書類は不要です。また、法人番号を記載した申告書を提出していただく場合も、確認書類は不要となります。

(1) 窓口で申告者本人が申告書を提出する場合

確認事項	必要書類(いずれか1点)
① 番号確認	<ul style="list-style-type: none">個人番号カード(裏面)通知カード個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書 等
② 本人確認	<ul style="list-style-type: none">個人番号カード(表面)運転免許証、パスポート、身体障害者手帳 等上記以外の官公署から発行された顔写真があり氏名および生年月日または氏名および住所が記載されているもの

(2) 窓口で代理人が申告書を提出する場合

確認事項	必要書類(いずれか1点)
① 番号確認	<ul style="list-style-type: none">本人の個人番号カード(裏面)の写し本人の通知カードの写し個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書 等
② 代理人の 本人確認	<ul style="list-style-type: none">代理人の個人番号カード(表面)代理人の運転免許証、パスポート、身体障害者手帳 等税理士証票
③ 代理権の 確認	<ul style="list-style-type: none">(税理士または税理士法人の場合) 税務代理権限証書委任状 等